

武蔵村山市個人情報保護条例 新旧対照表（第 1 条関係）

改正後（新）	改正前（旧）
<p data-bbox="232 379 629 408">○武蔵村山市個人情報保護条例</p> <p data-bbox="987 427 1099 456">平成元年</p> <p data-bbox="790 475 1099 504">武蔵村山市条例第 30 号</p> <p data-bbox="192 571 275 600">（目的）</p> <p data-bbox="147 619 1099 890">第 1 条 この条例は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が拡大していることに鑑み、実施機関における個人情報の適正な取扱いについての基本的事項を定め、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を保障するとともに、民間部門における個人情報の取扱いについての武蔵村山市（以下「市」という。）の役割を定め、もって個人の権利利益を保護することを目的とする。</p> <p data-bbox="192 957 611 986">（保有特定個人情報の利用の制限）</p> <p data-bbox="147 1005 1099 1082">第 8 条の 2 実施機関は、保有特定個人情報の目的外利用をしてはならない。</p> <p data-bbox="147 1101 1099 1369">2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産に対する重大な危険を避けるため、緊急かつやむを得ない理由があると認められ、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報の目的外利用をすることができる。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p data-bbox="147 1388 1099 1417">3 前条第 3 項から第 5 項までの規定は、保有特定個人情報の目的外利用を</p>	<p data-bbox="1211 379 1608 408">○武蔵村山市個人情報保護条例</p> <p data-bbox="1966 427 2078 456">平成元年</p> <p data-bbox="1769 475 2078 504">武蔵村山市条例第 30 号</p> <p data-bbox="1167 571 1249 600">（目的）</p> <p data-bbox="1122 619 2078 890">第 1 条 この条例は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、実施機関における個人情報の適正な取扱いについての基本的事項を定め、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を保障するとともに、民間部門における個人情報の取扱いについての武蔵村山市（以下「市」という。）の役割を定め、もって個人の権利利益を保護することを目的とする。</p> <p data-bbox="1167 957 1585 986">（保有特定個人情報の利用の制限）</p> <p data-bbox="1122 1005 2078 1082">第 8 条の 2 実施機関は、保有特定個人情報の利用目的の範囲を超えての利用をしてはならない。</p> <p data-bbox="1122 1101 2078 1369">2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産に対する重大な危険を避けるため、緊急かつやむを得ない理由があると認められ、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報の利用目的の範囲を超えての利用をすることができる。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。</p> <p data-bbox="1122 1388 2078 1417">3 前条第 3 項から第 5 項までの規定は、保有特定個人情報を利用目的の範</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>する場合について準用する。</p> <p>（開示の請求）</p> <p>第11条 略</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。<u>ただし、当該開示請求が本人の利益に反することが明確である場合は、この限りでない。</u></p> <p>（開示義務）</p> <p>第13条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 開示請求者（第11条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人とする。以下この条、次条第2項及び第15条の4において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、</p>	<p>囲を越えて利用する場合について準用する。</p> <p>（開示の請求）</p> <p>第11条 略</p> <p>2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p> <p>（開示義務）</p> <p>第13条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 開示請求者（第11条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人とする。以下この条、次条第2項及び第15条の4において同じ。）以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、</p>

改正後（新）	改正前（旧）
<p>開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(3)から(6)まで 略</p>	<p>開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分</p> <p>(3)から(6)まで 略</p>

武蔵村山市個人情報保護条例 新旧対照表（第2条関係）

改正案（新）	現 行（旧）
<p>○武蔵村山市個人情報保護条例</p> <p style="text-align: right;">平成元年 武蔵村山市条例第30号</p> <p>（利用停止の請求）</p> <p>第17条 何人も、開示決定を受けた自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対して、当該各号に定める措置を請求することができる。</p> <p>(1) 第5条第1項から第3項までの規定に違反して保有されているとき、第7条第1項及び第2項若しくは第7条の2の規定に違反して収集されたものであるとき、第8条第1項及び第2項若しくは第8条の2第1項及び第2項の規定に違反して目的外利用をされているとき、又は番号法第29条の規定に違反して特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>	<p>○武蔵村山市個人情報保護条例</p> <p style="text-align: right;">平成元年 武蔵村山市条例第30号</p> <p>（利用停止の請求）</p> <p>第17条 何人も、開示決定を受けた自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対して、当該各号に定める措置を請求することができる。</p> <p>(1) 第5条第1項から第3項までの規定に違反して保有されているとき、第7条第1項及び第2項若しくは第7条の2の規定に違反して収集されたものであるとき、第8条第1項及び第2項若しくは第8条の2第1項及び第2項の規定に違反して目的外利用をされているとき、又は番号法第28条の規定に違反して特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 略</p> <p>2 略</p>

武蔵村山市個人情報保護条例の一部を改正する条例 新旧対照表（第3条関係）

改正案（新）	現 行（旧）
<p>○武蔵村山市個人情報保護条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年 武蔵村山市条例第23号</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項（同法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>5から9まで 略</p> <p>（保有個人情報の提供先等への通知）</p> <p>第16条の6 略</p> <p>2 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年5月30日から施行する。</p>	<p>○武蔵村山市個人情報保護条例の一部を改正する条例</p> <p style="text-align: right;">平成27年 武蔵村山市条例第23号</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。</p> <p>5から9まで 略</p> <p>（保有個人情報の提供先等への通知）</p> <p>第16条の6 略</p> <p>2 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。</p>